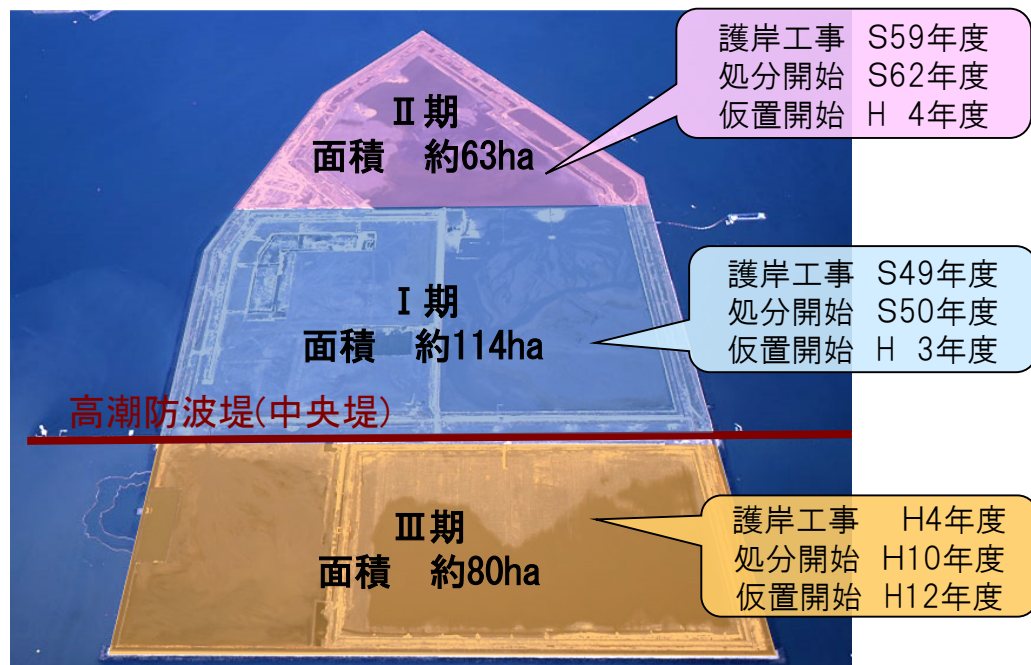
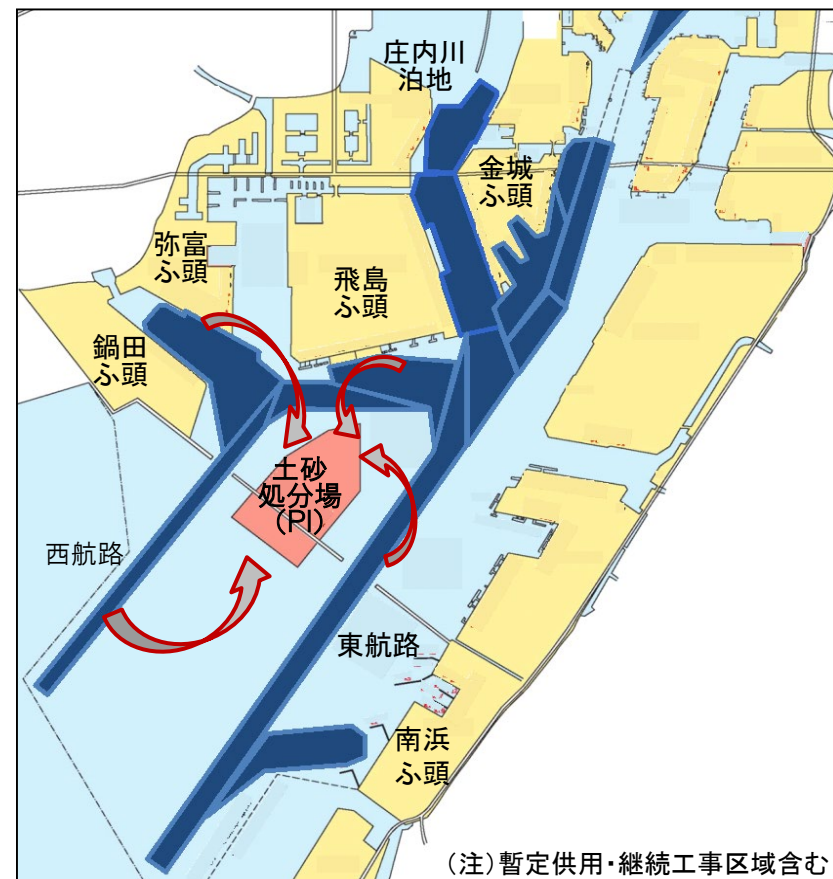
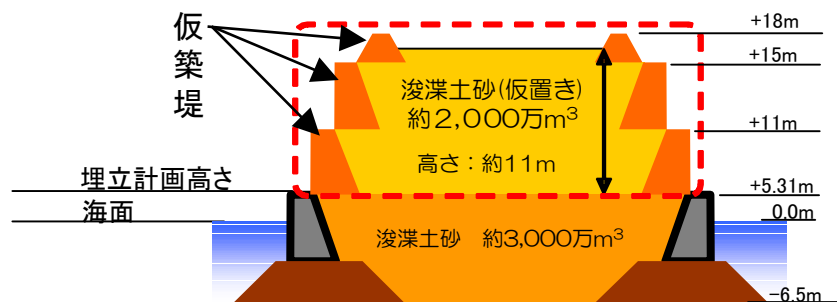


名古屋港新土砂処分場整備事業の背景

- 名古屋港では、船舶の大型化や取扱貨物量の増加への対応を図るため、港湾施設の整備を順次実施。
- 庄内川(一級河川)から年間約30万m³の土砂が流入しており、岸壁前面の泊地が埋没傾向にある。
- このため、名古屋港ポートアイランドにおいて、これらの浚渫土砂を1975年(昭和50年)から約5,000万m³を受入。
- 現在は仮築堤による嵩上げを行い、埋立計画高さを10m以上超えた状態で仮置中。受入は限界に近く、新たな土砂処分場が必要。



※処分開始: 浚渫土砂の投入開始、仮置開始: 埋立計画高以上の積上げを開始



(注) 暫定供用・継続工事区域含む

土砂処分場(ポートアイランド)へ処分している浚渫工事の区域

- 名古屋港から発生する浚渫土砂を処分するための新たな土砂処分場の確保が課題。
- 中部国際空港沖を候補地として環境影響評価書の公告を行い、令和2年4月2日に手続きが完了。
- 令和3年1月29日に愛知県漁連及び三重県漁連と漁業補償について合意。
- 令和3年2月2日に中部国際空港沖公有水面埋立承認願書を愛知県へ提出し、令和3年5月25日に承認。

(1) 対象事業の内容

- 事業者の名称 : 国土交通省中部地方整備局
- 対象事業の種類 : 公有水面の埋立て
- 対象事業実施区域 : 愛知県常滑市セントレア地先の位置
- 対象事業の規模 : 埋立地の面積 約294ha

(2) 土砂処分計画の概要

埋立土砂量は約3,800万m³であり、その内訳は、港湾機能の強化や維持により発生する土砂及び名古屋港ポートアイランドの仮置土砂を予定している。

(3) 工事の概略工程

本事業における主な工事は護岸工事と埋立工事であり、埋立区域は、土砂処分場の早期確保等の観点から西工区を4分割して護岸を整備しながら埋め立てを実施することを想定。

工事概略工程は、西工区から施工を行い、西工区の埋立が約15年で、南東工区を含めると約32年で埋立完了予定。

【工事概略工程】

		1～5年次	6～10年次	11～15年次	16～32年次
西工区	護岸工事	西Ⅰ工区	西Ⅱ工区	西Ⅲ工区	
	埋立工事	西Ⅳ工区			
南東工区	護岸工事				
	埋立工事				

※工事概略工程は環境影響評価によるものであり、実際の工程とは異なる場合がある。